

(証券コード 3577)  
2024年6月5日

株 主 各 位

愛知県清須市西枇杷島町子新田1番地の2  
**東海染工株式会社**  
取締役社長 鷲 裕 一

## 第104期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.tokai-senko.co.jp/>  
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「その他情報」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東海染工」又は「コード」に当社証券コード「3577」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するよう議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区名駅4丁目4-38  
ウイंकあいち（愛知県産業労働センター）10階  
大会議室1002
3. 目的事項  
報告事項
- 1 第104期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第104期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項  
議案
- 取締役8名選任の件

以上

・ 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

従いまして、本招集ご通知の当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

・ 当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、掲載いたしますのでご了承ください。

・ 本株主総会につきましては、法令および定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、全ての株主様に対して送付することといたしました。併せてご参照くださいますようお願い申し上げます。

・ 定時株主総会決議ご通知および報告書につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

---

日 時

2024年6月27日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

---

行使期限

2024年6月26日（水曜日）  
午後6時到着分まで



**インターネットで議決権を行使される場合**

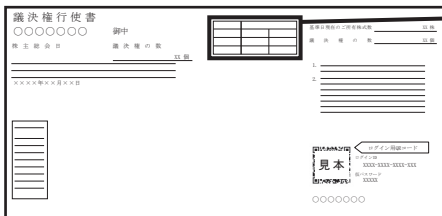
次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

---

行使期限

2024年6月26日（水曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第●号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第●号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

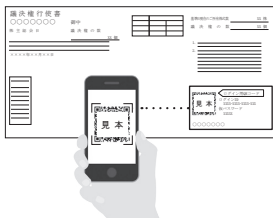
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

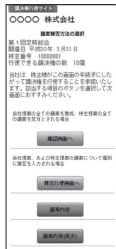
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社ソニーウェブの登録商標です。

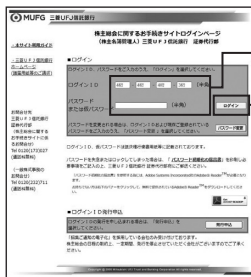
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

## 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことで、社会・経済活動が回復を遂げ、訪日外国人の増加によるインバウンド消費の増加や堅調な企業業績を背景に設備投資も増加傾向にあり、景気は緩やかな回復を続けております。しかしながら、国際的な情勢不安の長期化や円安に伴う資源・エネルギー価格の高騰、中国経済や米国大統領選の行方などの不確定要素は多く、依然として先行き不透明な状況が続いております。

染色加工業界におきましては、原材料及びエネルギー価格の高騰を受けて、業界団体からも再三にわたり、「適切な価格転嫁」に向けた加工料金値上げを要請するも、未だ不十分な状況であり、厳しい経営環境が続いております。この状況が続くことは、廃業、倒産、事業縮小、撤退、人員整理を加速させるとともに、生産キャパの減少や国内繊維産業全体の現場力低下を招くことが危惧されております。

このような状況のもと、当社グループは、国内染色加工事業では、同業他社の廃業や体制変更による振替受注の取込みや継続的な加工料改定を実施することで収益性を高めるとともに、原材料・エネルギー原単位削減を目的とした、設備の改善・改良、工程合理化、薬剤使用量削減など、自助努力によるコスト削減を推進しました。

また、SDGsの達成に向けた取組みとして、環境に配慮した節水活動、再生可能エネルギーの活用によるCO<sub>2</sub>排出量削減、薬品の回収・再利用、教育・福祉施設への貢献・支援活動などについても実施をしております。

海外染色加工事業では、市場から求められる素材の変化に対応すべく、加工設備や技術面のブラッシュアップを進めるとともに、高止まりするエネルギー・原材料価格に対応すべく、生産性の向上、コストダウン活動の推進を積極的に実施しました。

子育て支援事業では、イベント託児の受託、既存認可保育園のサービス充実に注力しました。また、地域社会への更なる貢献を図るため、児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業に新規参入しました。

洗濯事業では、インバウンド需要や行動制限緩和によるホテル・レジャー関連商材の増加により売上拡大を図りました。また、エネルギー・人件費などの費用増加に伴い価格改定についても実施しました。

これらの結果、売上高は13,215百万円（前期比1.2%増、157百万円増）となり、営業利益は42百万円（前期比17.2%減、8百万円減）、経常利益は135百万円（前期比28.6%減、54百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は129百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失100百万円）となりました。

当社グループにおける各事業分野の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来「保育サービス事業」としていた報告セグメントの名称を「子育て支援事業」に変更しております。当該セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

#### ①染色加工事業

染色加工事業は、売上高は8,997百万円（前期比1.7%減、159百万円減）となり、営業損失は274百万円（前期は営業損失265百万円）となりました。

染色加工事業における部門別（加工料部門、テキスタイル販売部門）の業績は次のとおりであります。

##### （加工料部門）

国内では、売上数量の増加及び加工料改定により増収を確保しましたが、製造コストの上昇に対し、十分な価格転嫁に至っておらず、収益性改善も道半ばの状況が続いております。

海外では、主力のインドネシア子会社において、市場に求められる素材の変化に対応すべく、加工設備、条件、技術の見直し・改善を実施することで受注拡大を図りましたが、店頭販売が低迷、在庫過多の状態が続き減収となりました。

これらの結果、加工料部門の売上高は7,252百万円（前期比1.3%減、95百万円減）となりました。

##### （テキスタイル販売部門）

国内では、量販店向けアパレル販売が低迷し、減収となりました。

また、海外においては、安価な輸入品や輸入製品の流入や物価高の影響により店頭販売が低迷、市場における在庫過多の影響により減収となりました。

これらの結果、テキスタイル販売部門の売上高は1,745百万円（前期比3.5%減、63百万円減）となりました。

#### ②縫製品販売事業

縫製品販売事業では、行動制限緩和による各種イベント関連商品や、量販向け販売の増加により、売上高は426百万円（前期比25.5%増、86百万円増）、営業利益は42百万円（前期比188.2%増、27百万円増）となりました。

#### ③子育て支援事業

子育て支援事業は、法人様向け集団託児やイベント託児が好調に推移、当期より新規参入の児童発達支援・放課後等デイサービス事業では、2施設を開所しました。また、既存認可保育園のサービス向上など、児童獲得施策の効果もあり売上増となりました。

しかしながら、従業員の処遇改善に伴う人件費増加や新規事業に係る採用費、経費の増加により、売上高は3,533百万円（前期比6.0%増、198百万円増）、営業利益は178百万円（前期比14.0%減、28百万円減）となりました。

#### ④倉庫事業

倉庫事業は、新規取引先の開拓及び取組みを実施するも、荷扱い量の減少や、燃料価格や運賃などの各種コスト上昇の影響を受け、売上高は228百万円（前期比5.6%減、13百万円減）、営業損失は0百万円（前期は営業利益16百万円）となりました。

#### ⑤機械販売事業

機械販売事業は、国内外でのペントアップ需要の取り込み及び、ベトナム向け機械販売が寄与し、売上高は85百万円（前期比99.8%増、42百万円増）、営業利益は2百万円（前期は営業損失3百万円）となりました。

#### ⑥洗濯事業

洗濯事業は、ホテルリネン・レジャー関連が好調に推移したほか、新規アイテム受注による取扱量の増加及び、労務費、原材料費、エネルギー費の増加に対応するための価格改定の実施により、売上高は142百万円（前期比19.4%増、23百万円増）、営業利益は16百万円（前期比140.8%増、9百万円増）となりました。

#### ⑦その他事業

当セグメントには、システム事業、不動産賃貸事業が含まれており、売上高は96百万円（前期比2.6%増、2百万円増）、営業利益は77百万円（前期比4.6%増、3百万円増）となりました。

### (2) 設備投資等の状況および資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資額は完工ベースで205百万円であり、その主なものは染色加工事業における省エネ及び生産効率の向上などを目的とした繊維加工設備の新設・更新等であります。なお、この所要資金は借入金及び自己資金により充当しております。

### (3) 対処すべき課題

当社グループは、中長期的な経営戦略を実現するため、次の課題の展開を図ります。

#### ①国内染色加工事業の収益改善

染色加工業界では、廃業や生産規模縮小など、加工場の再編が続いており、当社は加工場再編に伴う受け皿として、振替受注を積極的に取り込むとともに、新たな素材への挑戦、各取引先様との取組み強化、特殊加工品の拡大、新商品提案などを通じて受注拡大を図ります。

また、加工素材の変化に対応するため、様々な工夫・改善を重ねております。今後も更なる生産性向上およびコスト削減を実施し利益改善を図ってまいります。

#### ②海外子会社の業績回復

インドネシア国内では、中国からの安価な製品流入により、市場在庫の増加から受注は低調に推移しておりました。しかしながら、政府による輸入規制が2023年10月より実施され、国内市場は徐々に活性化しており、受注も回復傾向を示しております。

また、従来の綿100%素材中心の加工から、レーヨンやポリノジック、綿・ポリエステル混など、素材が変化する中で、業績回復に向け、加工設備・技術力の強化を図ります。

#### ③子育て支援事業の拡大およびサービス強化

子育て支援事業では、企業内保育所の運営受託の切り替え需要の獲得、児童発達支援・放課後等デイサービス事業の拡大や放課後児童健全育成事業(放課後クラブ)への参入を図るとともに、保育用品のレンタルサービスや既存施設のサービス強化についても進めてまいります。

#### ④非繊維事業の拡大

洗濯事業は、お取引先様からの更なる拡大要望や新規アイテムの取込みに対応するため、設備増強を実施します。加えて、既存客先との取組み強化、新規客先開拓により、一層の事業拡大を図ってまいります。

機械販売事業については、国内外に向けた染色関連設備や薬液濃度制御装置の販売強化や、それら技術の使用した異業種への技術転用・設備提案・販売に努めてまいります。

当社グループは、人々の生活に直結する商品・サービスを取り扱う「生活関連創造事業」を中心に、今後も新たな事業を積極的に発掘・開拓してまいります。

### (4) 財産および損益の状況

区 分	第101期 (2020. 4 ~ 2021. 3)	第102期 (2021. 4 ~ 2022. 3)	第103期 (2022. 4 ~ 2023. 3)	第104期(当期) (2023. 4 ~ 2024. 3)
売上高(百万円)	10,624	11,142	13,057	13,215
経常利益(百万円)	△69	115	189	135
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	△174	48	△100	129
1株当たり当期純利益(円)	△53.67	14.96	△31.77	41.11
総資産(百万円)	12,907	13,384	13,938	14,553
純資産(百万円)	6,860	7,155	7,316	8,009

(注) △印は、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び1株当たり当期純損失を示しております。



## (5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
TKサポート株式会社	60百万円	100.00%	倉庫業
株式会社トットメイト	30百万円	100.00	子育て支援事業
株式会社マミーズ	20百万円	98.21	子育て支援事業
TOKAI DYEING CO., (THAILAND) LTD.	120,000千バーツ	98.92	合成・天然繊維織物の染色
P. T. TOKAI TEXPRINT INDONESIA	22,200百万ルピア	54.17	綿・レーヨンの捺染、無地染

(注) 議決権比率は子会社による間接所有を含んでおります。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、天然繊維織物、合成繊維織物、編物の染色整理の受託加工及び繊維製品等の販売、倉庫運輸、子育て支援事業、洗濯事業、不動産賃貸、機械販売等を行っております。

## (7) 主要な営業所および工場

### ①当社

本店：愛知県清須市西枇杷島町子新田1番地の2  
本社：名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルディング  
支社：大阪（大阪市中央区）  
営業所：東京（東京都中央区）  
工場：名古屋（本店）、浜松（静岡県浜松市）、岐阜（岐阜県羽島市）

### ②子会社

TKサポート株式会社 本店：名古屋市中村区  
株式会社トットメイト 本店：愛知県清須市  
株式会社マミーズ 本店：名古屋市中村区  
株式会社デッサン・ジュン 本店：大阪市中央区  
TOKAI DYEING CO., (THAILAND) LTD. タイ王国  
P. T. TOKAI TEXPRINT INDONESIA インドネシア共和国

(注) 当社と株式会社東海トレーディングは、2023年4月1日付で、当社を存続会社、株式会社東海トレーディングを消滅会社とする吸収合併をいたしました。

## (8) 従業員の状況

企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
777名	△27名

(注) 臨時従業員の年間平均雇用人員(267名)を含めておりません。

## (9) 主要な借入先

借入先名	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	800百万円
株式会社りそな銀行	785百万円
株式会社大垣共立銀行	302百万円
株式会社十六銀行	297百万円
株式会社愛知銀行	280百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,156,696株 (自己株式457,556株を除く)
- (3) 株主数 2,623名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
ミソノサービス株式会社	576千株	18.25%
株式会社りそな銀行	156	4.96
株式会社三菱UFJ銀行	142	4.51
八代興産株式会社	134	4.25
日清紡ホールディングス株式会社	116	3.68
稲畑産業株式会社	115	3.67
長瀬産業株式会社	115	3.66
八代芳明	106	3.36
八代和彦	99	3.14
東陽倉庫株式会社	97	3.09

- (注) 1. 当社の自己株式457千株は、上記の大株主を含めておりません。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 および 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	八 代 芳 明	
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	鷲 裕 一	グ ル ー プ 技 術 担 当
専 務 取 締 役	八 代 健 太 郎	国 内 染 色 加 工 事 業 部 長、浜 松 事 業 所 長
取 締 役	川 本 修	グ ル ー プ 営 業 担 当、海 外 染 色 加 工 事 業 部 長、 テ キ ス タ イ ル 事 業 部 長、製 品 事 業 部 長
取 締 役	河 西 勝	管 理 部 長、総 務 部 長
取 締 役	古 池 威	
取 締 役	増 田 芳 隆	
常 勤 監 査 役	後 藤 裕 介	
監 査 役	宇 佐 見 一 美	
監 査 役	本 多 敏 美	

- (注) 1. 取締役 古池 威、増田芳隆の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 宇佐見一美、本多敏美の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役 後藤裕介氏は、長年にわたり当社の総務部門の業務経験を有し、人事・労務及び法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 宇佐見一美氏は、株式会社アイシンにおいて経理部門の業務経験を有し、財務・金融に関する相当程度の知見を有しております。

#### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であります。なお被保険者は保険料を負担しており、その負担割合は保険料支払額の1割であり、役員報酬金額の割合に応じて被保険者が負担いたします。当保険契約により被保険者が負担することになる争訟費用及び第三者・会社に対する損害賠償金を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、公序良俗に反する行為に基づき発生した損害等については、補償対象外としております。

#### (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額
			基 本 報 酬
取 締 役	7名	163百万円	163百万円
監 査 役	5名	21百万円	21百万円
合 計	12名	184百万円 (うち社外役員5名28百万円)	184百万円 (うち社外役員5名28百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1992年6月開催の定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月開催の定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

#### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

##### ①当該方針の決定の方法

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

##### ②当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、持続的かつ安定的な企業価値の向上を意識した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準にすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬を支払うこととしております。また当社の取締役の基本報酬は、月例および年2回の固定報酬とし、各人の役位、職責、在任年数などをもとにして各期の業績および業績への貢献度を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

##### ③当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、独立社外取締役の助言を得たうえで代表取締役が報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

##### ④取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役 鷲 裕一氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

#### (5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	古 池 威	取締役会16回全てに出席しております。 また、会社経営者としての豊かな経験と人事・労務などの分野における高い見識に基づき、取締役会では当該視点から適宜、必要な発言を行っており、特に事業計画の遂行状況について専門的な立場から助言・監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	増 田 芳 隆	取締役会16回全てに出席しております。 また、会社経営者としての豊かな経験と財務・経営企画などの分野における高い見識に基づき、取締役会では当該視点から適宜、必要な発言を行っており、特に事業計画の遂行状況について専門的な立場から助言・監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	宇 佐 見 一 美	2023年6月29日就任後の取締役会13回全てに出席、監査役会6回全てに出席しております。 また、会社経営の豊富な経験や財務・労務など幅広い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	本 多 敏 美	取締役会16回全てに出席、監査役会7回全てに出席しております。 また、会社経営の豊富な経験や実績に基づき、当社の経営について適宜、必要な発言を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

##### ① 処分対象

太陽有限責任監査法人

##### ② 処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や 上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

##### ③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

#### (5) 子会社の監査の状況

TOKAI DYEING CO., (THAILAND) LTD. および P. T. TOKAI TEXPRINT INDONESIA につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人により監査を受けております。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

#### 1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役は、職務執行・意思決定に係る以下の文書（電子記録を含む）その他の重要な情報について、社内規程に基づき適切に保存および管理を行っております。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ 社内稟議決裁書と関連資料
- ④ その他取締役を決定者とする決定書類及び附属書類
- ⑤ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

#### 2. 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動及び経営戦略上のリスクに関しては、当社の取締役が経営会議、各事業部ヒアリング等を通じて、常に情報を集約する体制にあり、リスクへの対応が必要な場合には、当社の代表取締役が担当取締役を任命し必要な対応を行っております。

また、当社グループの内部統制上のリスクに関しては、当社グループに適用するリスク管理規程に基づき、リスクの特定・評価・対応を行うことで、その顕在化を未然に防止しております。

#### 3. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の代表取締役は、経営会議及び各事業部ヒアリング等を通じ、常に情報を集約・検討する体制をとっており、各担当取締役に業務執行を委任する事項及び施策を確認・指示しております。

当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会、経営会議、各事業部ヒアリング等を開催し、迅速な意思決定と必要な情報を共有する体制をとっております。

また、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達及び、業務の効率化を図るために、社内のIT環境を適切に理解し、これを踏まえた方針を定めております。

4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループに適用する企業行動指針、企業倫理規程、コンプライアンス規程等を定め、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築しております。

また、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの不当な要求は断固拒否し、毅然とした態度で対応しております。

取締役は、企業行動指針、企業倫理規程、コンプライアンス規程等に従い、当社グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先して垂範することとしております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社グループは、内部統制基本規程、リスク管理規程等に基づいて、業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の内部監査室による、内部監査規程、内部監査実施規程に基づく監査を実施することにより、当社グループの業務の適正を確保しております。

当社子会社については、関係会社管理規程に基づき当社の所管部門が管理を行い、当社グループ全体の経営効率の向上を図ることを目的に、当社子会社に対し、経営管理に必要な資料の提出を求め、これを整備保管するとともに、当社子会社の経営状況を把握し、必要に応じ当社の取締役会に報告しております。

また、当社の担当取締役は、当社子会社の主管者に対し、業務の適正を確保するため、期間毎に「業務執行にかかる誓約書」の提出を義務化しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合は、必要に応じて、監査役を補助する能力と知識を備えた専任又は兼任の使用人を置くこととしております。

使用人の任命・異動等の人事に関わる事項の決定には、監査役に事前の同意を得るものとし、任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行うこととしております。

7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役は、当社の取締役会・経営会議に出席するほか、社内稟議決裁書・財務資料・当社の内部統制システムの運用状況・その他事項について適宜報告を求める体制をとっております。

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対し以下の事項の報告を行い、当社は当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

- ① 不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実
- ② 会社に著しい損害及び利益を及ぼすおそれのある場合は、その事実
- ③ 毎月の月次財務資料
- ④ 上記の他、当社の監査役が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

8. 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の仕事執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行うこととしております。

9. その他当社の監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役の仕事が実効的に行われることを確保するために、必要に応じて当社の本社各部門にて監査役の仕事の補助及び協力を行うこととしております。  
(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社並びに当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室が定期的にモニタリングし、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう必要な改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社並びに当社グループの使用人に対し、コンプライアンスについての社内研修を実施しており、また、季刊に発行される社内報にて教育・啓蒙活動を実施し、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。



また、当社はコンプライアンス規程により相談・通報体制を設けており、当社グループにも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社はリスク管理規程を設け、当該規程により「リスク管理委員会」を組織しております。「リスク管理委員会」におきまして当社の各部署および当社グループから報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、想定されるリスク項目を抽出して毎年度その評価及び対策案を検討し、リスク管理体制の維持・向上をはかっております。

④ 内部監査

当社の内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社並びに当社グループの内部監査を実施いたしました。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして認識しており、安定的な配当政策を維持し、かつ収益等業績にも対応して配当金を決定することを基本としております。内部留保につきましては、今後予想される企業間競争の激化に対処する競争力の維持強化及び新商品開発並びに事業活性化等に有効投資していく方針であります。

なお、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨及び、当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当につきましては、中間配当は無配とさせていただきますが、期末配当は当期の業績や利益水準等を総合的に勘案した結果、1株当たり20円の配当をさせていただきます。この結果、年間の配当金は1株当たり20円となります。また支払開始日は2024年6月6日となります。

- (注) 1. 記載金額は単位未満切り捨てにより表示しております。  
2. 千株単位の記載株式数は千株未満切り捨てにより表示しております。  
3. 比率は表示未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,700,768</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,692,309</b>
現金及び預金	2,680,452	支払手形及び買掛金	566,466
受取手形	92,008	電子記録債務	724,951
売掛金	1,965,265	短期借入金	1,215,000
電子記録債権	547,906	未払費用	654,453
商品及び製品	213,249	未払法人税等	96,537
仕掛品	455,021	賞与引当金	102,700
原材料及び貯蔵品	489,502	修繕引当金	27,600
その他	261,634	リース債務	28,577
貸倒引当金	△4,272	その他	276,022
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,852,967</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,851,703</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,889,391</b>	長期借入金	1,250,000
建物及び構築物	1,380,905	繰延税金負債	455,913
機械装置及び運搬具	1,630,048	退職給付に係る負債	672,219
土地	1,779,814	役員退職慰労引当金	13,289
リース資産	34,394	リース債務	22,278
建設仮勘定	12,236	その他	438,002
その他	51,991	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,544,013</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>90,594</b>	<b>(純資産の部)</b>	
のれん	17,904	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,438,209</b>
その他	72,690	資本金	4,300,000
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,872,982</b>	資本剰余金	1,400,120
投資有価証券	2,598,189	利益剰余金	1,440,431
繰延税金資産	749	自己株式	△702,342
その他	355,499	その他の包括利益累計額	397,686
貸倒引当金	△81,456	その他有価証券評価差額金	1,029,624
<b>資 産 合 計</b>	<b>14,553,736</b>	繰延ヘッジ損益	681
		為替換算調整勘定	△610,739
		退職給付に係る調整累計額	△21,879
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,173,827</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,009,722</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>14,553,736</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

科 目	金	額
	千円	千円
売上高		13,215,412
売上原価		11,570,255
売上総利益		1,645,157
販売費及び一般管理費		1,602,198
営業利益		42,959
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	92,551	
雑収入	28,721	121,273
営業外費用		
支払利息	13,953	
支払手数料	5,969	
雑支出	8,782	28,705
経常利益		135,526
特別利益		
投資有価証券売却益	222,675	
抱合せ株式消滅差益	24,429	247,105
特別損失		
特別退職金	30,855	
減損損失	15,933	46,788
税金等調整前当期純利益		335,842
法人税、住民税及び事業税	106,958	
法人税等調整額	48,347	155,306
当期純利益		180,536
非支配株主に帰属する当期純利益		50,730
親会社株主に帰属する当期純利益		129,806

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年4月1日期首残高(千円)	4,300,000	1,400,120	1,373,765	△701,988	6,371,898
連結会計年度中の変動額(千円)					
剰 余 金 の 配 当			△63,140		△63,140
親会社株主に帰属する当期純利益			129,806		129,806
自 己 株 式 の 取 得				△354	△354
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(千円)	-	-	66,665	△354	66,311
2024年3月31日期末残高(千円)	4,300,000	1,400,120	1,440,431	△702,342	6,438,209

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2023年4月1日期首残高(千円)	614,797	-	△734,722	△21,844	△141,769	1,086,253	7,316,382
連結会計年度中の変動額(千円)							
剰 余 金 の 配 当							△63,140
親会社株主に帰属する当期純利益							129,806
自 己 株 式 の 取 得							△354
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	414,826	681	123,982	△34	539,455	87,573	627,029
連結会計年度中の変動額合計(千円)	414,826	681	123,982	△34	539,455	87,573	693,340
2024年3月31日期末残高(千円)	1,029,624	681	△610,739	△21,879	397,686	1,173,827	8,009,722

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
流 動 資 産	3,603,913	流 動 負 債	2,860,992
現金及び預金	1,065,861	買掛金	296,572
受取手形	92,008	電子記録債権	724,951
売掛金	1,053,658	短期借入金	1,215,000
電子記録債権	541,689	リース債権	13,818
商品及び製品	112,671	未払金	11,742
仕掛品	392,214	未払費用	311,498
原材料及び貯蔵品	197,639	未払法人税等	56,340
前払費用	15,824	未払消費税等	49,552
短期貸付金	68,000	賞与引当金	20,720
その他	68,655	修繕引当金	27,600
貸倒引当金	△4,310	その他	133,195
固 定 資 産	8,946,963	固 定 負 債	2,574,489
有形固定資産	4,071,637	長期借入金	1,250,000
建物	604,492	リース債権	17,781
構築物	116,760	長期未払金	230,043
機械装置	1,049,601	繰延税金負債	457,698
車両運搬具	1,843	退職給付引当金	487,678
工具器具備品	29,117	その他	131,288
土地	2,241,593	負 債 合 計	5,435,482
建設仮勘定	148	(純資産の部)	
無形固定資産	51,825	株 主 資 本	6,085,088
その他	51,825	資本金	4,300,000
投資その他の資産	4,823,499	資本剰余金	1,400,120
投資有価証券	2,596,005	資本準備金	1,075,000
関係会社株式	1,793,583	その他資本剰余金	325,120
出資金	630	利益剰余金	1,087,310
長期貸付金	274,000	その他利益剰余金	1,087,310
その他	241,106	繰越利益剰余金	1,087,310
貸倒引当金	△81,826	自己株式	△702,342
資 産 合 計	12,550,876	評価・換算差額等	1,030,305
		その他有価証券評価差額金	1,029,624
		繰延ヘッジ損益	681
		純 資 産 合 計	7,115,393
		負 債 純 資 産 合 計	12,550,876

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

科 目	金	額
売 上 高	千円	千円 6,363,576
売 上 原 価		5,776,655
売 上 総 利 益		586,921
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		847,349
営 業 損 失		260,428
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	192,003	
雑 収 入	16,716	208,720
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,107	
支 払 手 数 料	5,969	
雑 支 出	3,747	20,824
経 常 損 失		72,532
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	222,675	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	24,429	247,105
特 別 損 失		
減 損 損 失	266,155	266,155
税 引 前 当 期 純 損 失		91,583
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△7,064	
法 人 税 等 調 整 額	21,641	14,576
当 期 純 損 失		106,160

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

	株 主 資 本						株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
2023年4月1日期首残高(千円)	4,300,000	1,075,000	325,120	1,400,120	1,256,610	△701,988	6,254,743
事業年度中の変動額(千円)							
剰余金の配当					△63,140		△63,140
当期純損失					△106,160		△106,160
自己株式の取得						△354	△354
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(千円)	—	—	—	—	△169,300	△354	△169,655
2024年3月31日期末残高(千円)	4,300,000	1,075,000	325,120	1,400,120	1,087,310	△702,342	6,085,088

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2023年4月1日期首残高(千円)	614,797	—	614,797	6,869,541
事業年度中の変動額(千円)				
剰余金の配当				△63,140
当期純損失				△106,160
自己株式の取得				△354
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	414,826	681	415,507	415,507
事業年度中の変動額合計(千円)	414,826	681	415,507	245,852
2024年3月31日期末残高(千円)	1,029,624	681	1,030,305	7,115,393

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

東海染工株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒井	巖	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	花輪	大資	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海染工株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海染工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。



監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2024年 5月17日

東海染工株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

荒井

巖 ㊞

公認会計士

花輪

大資 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海染工株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

東海染工株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 後 藤 裕 介 ㊟

監 査 役 宇 佐 見 一 美 ㊟

監 査 役 本 多 敏 美 ㊟

(注) 監査役宇佐見一美及び監査役本多敏美は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	八代 芳明 (1950年 1月 5日)	1977年10月 当社 入社 1982年11月 当社 取締役 京都事業所長 1986年11月 当社 常務取締役 営業統括部長兼名古屋事業所長 1988年11月 当社 専務取締役 総務担当 1990年11月 当社 取締役社長 2017年 6月 当社 取締役会長、現在に至る	106,100株
2	鷲 裕一 (1960年8月 5日)	1984年 3月 当社 入社 2005年 4月 当社 参与 開発技術部長 2008年 6月 当社 取締役 開発技術部長 2019年 6月 当社 取締役 グループ技術担当兼染色加工事業本部長兼岐阜事業所長 2019年 9月 当社 取締役社長 2019年10月 当社 取締役社長 グループ技術担当兼染色加工事業本部長 2020年 3月 当社 取締役社長 グループ技術担当、現在に至る	12,200株
3	八代 健太郎 (1982年 1月 23日)	2004年 4月 アイシン精機株式会社 入社 2011年 5月 Aisin Asia Pacific Co., Ltd. 経理部長 2017年 7月 当社 入社 2018年 4月 当社 参与 染色加工事業本部副部长兼浜松事業所長 2019年 6月 当社 取締役 染色加工事業本部副部长兼浜松事業所長兼管理部長 2020年 9月 当社 常務取締役 国内染色加工事業部長兼浜松事業所長 2021年 6月 当社 取締役専務 国内染色加工事業部長兼浜松事業所長 2024年 1月 当社 専務取締役 国内染色加工事業部長兼浜松事業所長 2024年 4月 当社 専務取締役 国内染色加工事業部長兼岐阜事業所長、現在に至る	8,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	かわもと おさむ 川本 修 (1966年 9月 5日)	1990年3月 当社 入社 2018年8月 当社 参与 海外事業本部長兼タイ東海取締役社長兼インドネシアT.T.I取締役社長 2020年5月 当社 参与 海外染色加工事業部長兼製品事業本部長兼タイ東海取締役社長 2020年6月 当社 取締役 海外染色加工事業部長兼国内染色加工事業部副部长兼製品事業本部長兼テキスタイル事業部長兼タイ東海取締役社長 2022年2月 当社 取締役 グループ営業担当兼海外染色加工事業部長兼製品事業本部長兼テキスタイル事業部長 2023年12月 当社 取締役 グループ営業担当兼海外染色加工事業部長兼テキスタイル事業部長兼製品事業部長、現在に至る	2,600株
5	かさい まさる 河西 勝 (1969年11月29日)	1992年3月 当社 入社 2021年4月 当社 管理部長兼総務部長 2021年6月 当社 取締役 管理部長兼総務部長、現在に至る	2,600株
6	こいけ たけし 古池 威 (1960年 1月26日)	1982年4月 株式会社日本リクルートセンター 入社 2006年10月 株式会社リクルートコミュニケーションエンジニアリング 代表取締役 2008年10月 株式会社リクルート エグゼクティブCEプランナー 2012年4月 株式会社リクルートキャリア エグゼクティブコミュニケーションエンジニア 2016年6月 当社 取締役、現在に至る	一株
7	ますだ よし たか 増田 芳隆 (1963年 7月16日)	1986年4月 株式会社リクルート 入社 2004年10月 株式会社リクルート 経理部長兼株式会社リクルートオフィスサポート取締役 2012年10月 株式会社リクルートアドミニストレーション 執行役員兼株式会社リクルートホールディングス経理部長兼株式会社リクルートオフィスサポート取締役 2017年6月 当社 取締役、現在に至る	一株
8	※ いし はら 石原 めぐみ (1978年 3月6日)	2000年4月 株式会社ジェイアール東海ホテルズ 入社 2002年6月 LVJグループ株式会社 ルイ・ヴィトンジャパンカンパニー 入社 2012年3月 株式会社トットメイト 入社 2019年10月 同社 東海事業部長 2021年2月 同社 取締役兼運営統括部部長 2021年10月 同社 取締役兼管理部長 2022年6月 同社 代表取締役社長、現在に至る	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 古池 威、増田芳隆の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 古池 威、増田芳隆の両氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 古池 威氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者としての豊富な経験があり、人事・労務などの分野における高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は公正中立な立場から、企業経営などの分野における経営に有益な意見を述べていただくとともに、経営全般の監督機能を担っていただくことを期待します。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 増田芳隆氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者としての豊富な経験があり、財務・経営企画などの分野における高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は公正中立な立場から、財務・経営企画などの分野における経営に有益な意見を述べていただくとともに、経営全般の監督機能を担っていただくことを期待します。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用及び第三者・会社に対する損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また保険料支払額の1割を役員報酬金額の割合に応じて被保険者が負担いたします。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上



ご参考 株主総会後の取締役及び監査役のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名		分野							
		企業 経営	製造・ 技術	営業	財務・ 金融	ESG・ サステナビリティ	人事・ 労務	法務・ リスク 管理	国際性
取 締 役	やしろ よしあき 八代 芳明	○		○		○		○	
	わし ゆういち 鷲 裕一	○	○			○			○
	やしろ けんたろう 八代 健太郎	○	○		○			○	
	かわもと おさむ 川本 修	○		○		○			○
	かさい まさる 河西 勝	○			○		○		○
	こいけ たけし 古池 威 (社外)	○		○			○	○	
	ますだ よしたか 増田 芳隆 (社外)	○			○		○	○	
	いしはら 石原 めぐみ	○		○		○	○		
監 査 役	ごとう ゆうすけ 後藤 裕介			○		○	○	○	
	うさみ かずみ 宇佐見 一美 (社外)	○			○		○		○
	ほんだ としみ 本多 敏美 (社外)	○	○	○					

- (注) 1. 特に専門性や経験の発揮が期待できる分野を最大4つまで記載しております。  
2. 上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場のご案内

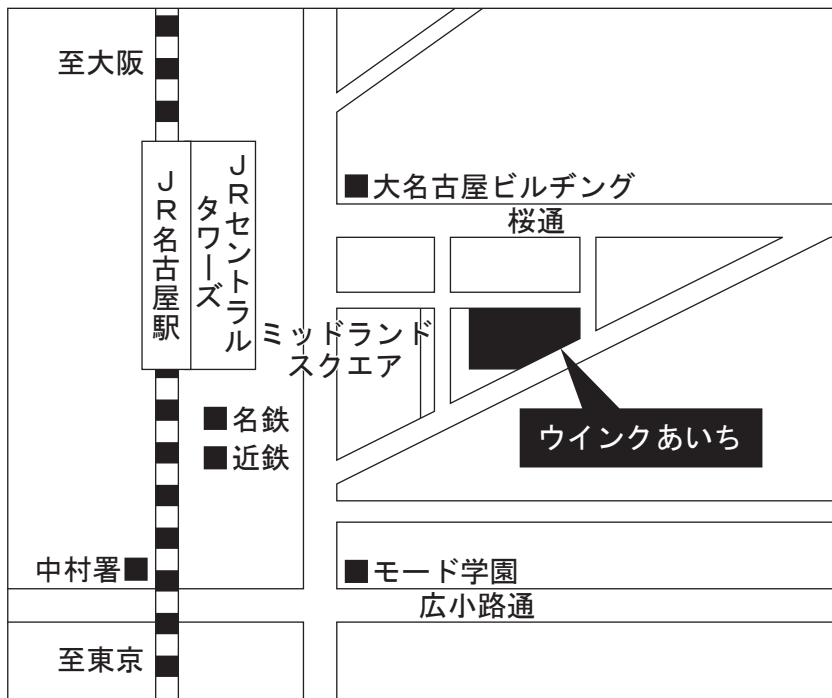
名古屋市中村区名駅4丁目4-38

◎会場 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）10階

大会議室1002

TEL (052) 571-6131

◎交通機関（JR・地下鉄・名鉄・近鉄）名古屋駅より徒歩約2分



(お願い)

自家用車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。